

3月市議会へみなさんの ご意見ご要望をお寄せください

3月市議会は2月24日に開会予定です。2026年度の予算など暮らし・福祉や中小業者支援など暮らしに関わる重要な審議がされます。

あなたの市政に対するご意見ご要望をお寄せください

◎特別委員会が開催されます◎

都市基盤整備・危機管理対策特別委員会 2月9日(月)午後1時30分から

◎報告事項 土地区画整理事業の事業進捗について

地域活性化・生活環境向上特別委員会 2月12日(木)午後1時30分から

◎川口市朝日環境センターごみピット火災事故報告について

◎横曽根公民館・横曽根図書館建設事業について

保健医療・子ども家庭支援等福祉対策特別委員会 2月10日(火)午後1時30分から

◎川口市高齢者総合福祉センター・サンテピア及び川口市心身障害福祉センター
わかゆり学園等の今後について

◎川口市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定(案)について

◎令和8年度国民健康保険税率等の改正について

未来創造・教育力向上特別委員会 2月9日(月)午後1時30分から

◎川口市教育大綱及び川口市教育振興基本計画の改定について

◎川口市こども読書活動推進計画の改定について

◎小中学校の適正規模・適正配置に関わる審議経過について

◎いじめ根絶に向けた取組状況について

傍聴を希望する方は、川口市役所第1庁舎7階 議会事務局にお越しください。

新川口

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

2026年2月8日

No.1824

日本共産党川口市議会議員団
川口市前川2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>



交通災害共済 会員募集

交通事故に遭ったかたに、その損害の程度や治療の日数に応じて見舞金を支給する助け合いの制度です。

※損害賠償責任補償がある自動車保険ではありません。

年会費 大人500円 18歳未満100円

共済期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

加入資格

市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方

対象となる交通事故の例

- 自動車、バイク、自転車(小児用を除く)などの車両による事故
- 自転車(小児用を除く)で走行中に転倒し、受傷した事故など

※自転車の単独事故などの軽い事故でも、必ず最寄りの交番や警察署へすぐに届け出てください。見舞金の請求には交通事故証明書が必要です。

加入方法

窓口で申し込み(現金での支払いのみ)

交通安全対策課(第二本庁舎3階)、支所、駅前行政センター、公民館での出張受付

※加入申し込みが郵送された方(前年度加入されている方)は、一部の金融機関の窓口(郵便局を除く)でも手続きができます。

公民館での出張受付 9:30～11:00

2月13日(金)	2月17日(火)	2月20日(金)	2月26日(木)	2月27日(金)
里公民館	前川南公民館	上青木公民館	領家公民館	芝富士公民館

問い合わせ

交通安全対策課 電話 048-259-9023 FAX 048-259-4956

川口市立小中学校在り方審議会で「適正規模・適正配置基本方針」の改定案を確認

1月22日に第6回川口市立小中学校在り方審議会が開催され、第2回中間報告(案)と「小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)(案)」について審議され、その内容が確認されました。「小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)(案)」は2月2日からパブリックコメント募集がはじまっています。

●新たに「義務教育学校」、適正配置の基準に「通学区域」がしめされる

基本方針改定版(案)では、今後児童生徒の減少、学校施設の老朽化に対応するために市内全域を対象とした学校再編が必要、と改定の目的を位置付けています。

小中学校の規模について国では12~18学級が適正と示されています。川口市では12~24学級を適正規模校と定め、2024年度は小学校で過小規模校(6学級以下)2校、小規模校(7~11学級)4校、適正規模校38校、大規模校(25~30学級)8校となっています。中学校では小規模校8校、適正規模校18校です。(市内特別支援学級の学級数は含まず)

また、各学校で日本語指導教室や特別支援学級の必要教室数は増加傾向にあり、不登校児童生徒の居場所となる通称ほっとルームの設置や、学童保育利用の児童数も増加していく中で教室数が不足することも想定されています。

①適正規模に関する基準

- ◆小学校・中学校ともに「12~24学級」を適正規模とする(変更なし)
- ◆義務教育学校は「18~36学級(1学年2~4学級)」を適正規模とする(新)

【大規模校への対応】

- ◆局地的な都市開発や急激な児童生徒数の増加により、継続的に過大規模の状態が予測される場合、通学区域や就学指定校の変更等の検討を開始する

②適正配置に関する基準

【通学区域】

- ◆通学区域は、中学校区を基本として1中学校あたり1~3校程度の小学校で構成し、同じ小学校の児童が、異なる中学校に分かれることなく同一の中学校区となるよう配慮する

【考え方】

- ◆通学距離は、小学校おおむね1.5km以内、中学校は2.0km以内を基本範囲とする
※居住地によって道路状況等に違いがあることから、基準は自宅から学校までの直線距離とする
- ◆通学時間は、小学校・中学校ともにおおむね30分以内を基本範囲とする

●「統廃合等に関する基準」で再編計画の策定を明記

改定版(案)では、学校規模が過少希望校に該当し、統廃合等に向けた検討が必要な地域があるとしています。

①統廃合等に関する基準

- ◆過少規模(小・中学校:6学級以下)の状態が2年継続し、翌年度以降も継続的に過小規模が予測される場合、統廃合等の見当を開始する

②統廃合の進め方

市内全域を対象に再編計画の策定の他、地域ごとの再編推進のための地域プランに基づいて計画的に取り組むとしています。

- ◆統廃合を進める場合は、既存の校舎・通学区を最大限に活用する
- ◆統廃合等の対象校のうち、立地等の状況で近隣校との統合が困難な場合、義務教育9年間を一貫した教育を行う義務教育学校の設置を検討する
- ◆地域とより深い連携体制を築き、学校が地域コミュニティの拠点として在り続けるよう、公民館等の公共施設との複合化についても併せて検討する
- ◆町会・自治会や主要道路・鉄道路線に配慮して、必要に応じて通学区の調整等を行う

●パブリックコメントでの意見募集がはじまっています

「小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)(案)」に市民からの意見募集中

募集期間=2024年2月2日~3月4日

公開方法=市ホームページへの掲載、市政情報コーナー・教育政策室での閲覧

提出方法=①文書持参 ②郵送 ③FAX ④Eメール ⑤提出フォーム

〒332-8601

川口市青木2-1-1 川口市教育委員会教育政策室

FAX:048-259-4973

Eメール:200.00500@city.kawaguchi.saitama.jp

提出先